

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成27年 4月 1日作成)

法令名	建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
根拠条項	建設業法第3条第1項、同条第3項
許認可等の種類	建設業の許可・許可の更新
法令の定め	建設業法第3条 【第1項】 建設業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 【第3項】 第1項の許可は、5年毎にその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
審査基準	建設業法に基づく許可事務に関する要綱 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sinsa/H27youkou.pdf) のとおり
標準処理期間	総期間 35日・月（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 15日・月（当該市町村長、当該警察署長 ） 処分機関 20日・月（各総合振興局等建設指導課 ）
処分担当課	別紙1のとおり（電話番号： ）
申請先	別紙1のとおり（電話番号： ）
問い合わせ先	建設部建設政策局建設管理課（内線29-722、724）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年 4月 1日作成)

法令名	建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
根拠条項	建設業法第28条、第29条、第29条の4
処分の概要	建設業を営む者に対する監督処分（指示、営業停止、許可の取消） 営業停止業者役員等の営業禁止 許可の取消業者役員等の営業禁止
法令の定め	別紙4のとおり 指示 建設業法第28条第1項 第2項 第4項 営業停止 建設業法第28条第3項 第5項 許可の取消 建設業法第29条 営業停止業者役員等の営業禁止 建設業法第29条の4第1項 許可の取消業者役員等の営業禁止 建設業法第29条の4第2項
処分基準	北海道における建設業許可業者又は無許可業者の不正行為に対する監督処分の基準（ http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksk/sinsa/kantokukijun.pdf ）のとおり
処分担当課	別紙1のとおり（電話番号： ）
問い合わせ先	建設部建設政策局建設管理課建設業G（内線29-722、724）
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年 4月 1日作成)

法令名	建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)
根拠条項	建設業法第29条の2第1項
処分の概要	建設業者の所在不確知の場合の許可の取消
法令の定め	建設業法第29条の2 【第1項】 国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は建設業者の所在(法人である場合においては、その役員の所在をいい、個人である場合においては、その支配人の所在を含むものとする。)を確知できないときは、官報又は当該都道府県の公報でその事実を公告し、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、当該建設業者の許可を取り消すことができる。
処分基準	将来的に処分の対象の発生が見込まれるものの、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ処分基準を設定することは困難。
処分担当課	別紙1のとおり (電話番号:)
問い合わせ先	建設部建設政策局建設管理課建設業G(内線29-722、724)
備考	

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年 4月 1日作成)

法令名	建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）
根拠条項	建設業法第29条の3第3項
処分の概要	監督処分前に締結された請負契約に係る建設工事の差し止め命令
法令の定め	建設業法第29条の3 【第3項】 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、当該建設工事の施工の差止めを命ずることができる。
処分基準	事案ごとの裁量が大きく、処分基準を設定することは困難。
処分担当課	別紙1のとおり (電話番号：)
問い合わせ先	建設部建設政策局建設管理課建設業G（内線29-722、724）
備考	

処分担当課等

処分担当課等	住 所	電 話
空知総合振興局札幌建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 068-8558 岩見沢市 8 条西 5 丁目	(直) (0126) 20-0066
石狩振興局産業振興部建設指導課 指導審査係	〒 060-8558 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目道庁別館 6F	(代) (011) 231-4111 内線 34-465、466、467
後志総合振興局小樽建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 044-8588 倶知安町北 1 条東 2 丁目	(直) (0136) 23-1372
胆振総合振興局室蘭建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 051-8558 室蘭市幸町 9 番 1 1 号	(直) (0143) 24-9593
日高振興局産業振興部建設指導課 土木係	〒 057-8558 浦河町栄丘東通 5 6 号	(直) (01462) 2-9291
渡島総合振興局函館建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 041-8558 函館市美原 4 丁目 6 番 1 6 号	(直) (0138) 47-9465
檜山振興局産業振興部建設指導課 土木係	〒 043-8558 江差町字陣屋町 3 3 6 番 3 号	(直) (01395) 2-6631
上川総合振興局旭川建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 079-8610 旭川市永山 6 条 1 9 丁目 1 番 1 号	(直) (0166) 46-5946
留萌振興局留萌建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番 2 号	(直) (0164) 42-8447
宗谷総合振興局稚内建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 097-8558 稚内市末広 4 丁目 2 番 2 7 号	(直) (0162) 33-2529
オホーツク総合振興局 網走建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 093-8585 網走市北 7 条西 3 丁目	(直) (0152) 41-0641
十勝総合振興局帯広建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 1 番	(直) (0155) 27-8540
釧路総合振興局釧路建設管理部 建設行政室建設指導課土木係	〒 085-8588 釧路市浦見 2 丁目 2 番 5 4 号	(直) (0154) 43-9191
根室振興局産業振興部建設指導課 土木係	〒 087-8588 根室市常盤町 3 丁目 2 8 号	(直) (0153) 24-5629